

美術の窓(165)

浮世絵版画の著作権②

大和文華館館長 浅野秀剛

前々回の続き、浮世絵版画の著作権について述べたい。

稀代の板元、葛屋重三郎は「吉原細見」の版權を独占することには成功したが、錦絵(当時の浮世絵版画は多色摺の完成形である錦絵の時代である)では、思いのほか苦戦した。葛重の出版活動は安永3年(1774)に開始するが、錦絵の出版も早くに試みている。それは、西村屋と八との共同出版となった磯田湖龍齋の大判作品「雛形若菜の初模様」である。「雛形若菜の初模様」は7年ほどの間に140図余も刊行された遊女絵中最大のシリーズである。1図に、吉原の高級遊女を一人(稀に二人)と、遊女に付き従う新造・禿を描き、上部に遊女の所属する遊女屋と遊女名を記したもので、今日では、遊女屋側からある程度のお金が提供されたスポンサー付き出版であったと考えられている。葛重が西と組んだのはその最初期で、画面に西と葛重の二つの版元印が認められる作品がそれである。

「雛形若菜の初模様」のシリーズで最も早い作品は、様式と遊女の考証により、揃物名が、隷書体で「雛形若菜初模様」となっているグループ8点と考えられている。その全部に二つの版元印のある作品が存在する。それに次いで制作されたと考えられているのは、揃物名が、行書体で「雛形若菜初模様」となっているグループ21点で、そのなかに、二つの版元印が認められる作品が3点ある。その3点は隷書体のグループとの関係から比較的早い作例と考えられるものである。そして、揃物名が行書体で「雛形若菜の初模様」となっている残りのすべてが属するグループ

のなかにも版元印二つの作品が1点ある。

これら12点を検討すると、考証の詳しい経緯は省略するが、揃物名が「雛形若菜初模様」となっているグループは安永4年の前半、つまりは2印のある作品のうちの11図はその頃の刊行と考定できる。最も早い隷書体の8点は安永4年春の刊行と考証されるので、葛重は草創期から錦絵の出版に関与していたことになる。しかし、葛重はまもなく「雛形若菜の初模様」の出版から手を引く。その理由は定かでないが、葛重が企画し西と持ちかけて実現したものの、西と葛との関係がうまくいかずに手を引いたものと推定される。西とに比べれば、その頃の葛重は駆け出しで、資力の差も圧倒的であったと思われる。「雛形若菜の初模様」は、最初の8図はともかくとして、新しい遊女が披露されるのに合わせて出版する、それも当時としては高価な大判を出すという企画であり、そういう意味では斬新なものであった。その企画が途中で潰えたのである。

次に葛重が錦絵を出すのは天明3年(1783)。天明3年は、葛重が吉原細見の版元株を独占し通油町への進出を果たした年である。その年の春刊行の出版物に「正月二日売出し申候」あるいは「正月二日より追追売出し申候」と広告した北尾政演画「青楼名君自筆集」は、大奉書全紙判(大判2枚続の大きさ)という大型の錦絵である。題名どおり、吉原の名妓を1図宛2人ずつ描き、上部に遊女自筆の詩歌を添えたもので、新造・禿や豪華な調度類を意識的に配した大きく華やかな錦絵は、常識を超えた高価なものであったに違いない。

それは結局、14人の遊女を描いた7図が制作された。

現在の定説では、7図は天明3年中に順次売出され、翌天明4年春に序跋を添え画帖仕立て袋入りで売出されたというふうに理解されているが、それについては少し疑問がある。画中に、「青楼名君自筆集」という題名、政演の署名、葛重の版元印などが具わっているのが2図しかないからである。仮に、その2図が最初に刊行されたとしても、後の5図にはどうして「青楼名君自筆集」など入れなかったのであろうか。一枚ずつ売るとすれば入れなければならない情報を入れなかった理由として考えられるのは、5図は、ばら売りしなかったのではないかという結論である。ばら売りせず、翌年春まで待って絵本として売出したのではないかと推測する。葛重はなぜ錦絵として販売することを止めたのか。それについて、榎本雄齋氏は『写楽—まぼろしの天才』(新人物往来社、1969年)のなかで、「重三郎が、まだ錦絵などを専門に扱う大問屋の株仲間、正式に加盟手続きをとっていなかったのでは、西とから横槍が入ったのでは、と推定している。当時の錦絵の版株がどのようになっていたかは不明であるが、「雛形若菜の初模様」を、湖龍齋から鳥居清長と継いで、10年近く百数十点刊行した実績を基に、西とが吉原の遊女の錦絵の版權を主張したとしてもおかしくはない。葛重は

結局その主張に屈し、彩色摺の絵本として出版することにした。葛重には、吉原の遊女の彩色摺絵本として、安永5年刊『青楼美人合姿鏡』(3冊)を刊行した実績があり、それについて西とが中止を求めることは出来なかったからである。

その年の秋、葛重は吉原俄の錦絵を出版している。吉原俄の錦絵は、安永5年秋、西とが湖龍齋に作画を依頼して刊行した中判作品に始まる。西とと湖龍齋は安永6年、同7年、天明元年と吉原俄の錦絵を刊行し続け、吉原俄の錦絵の版權を確立しつつあった。そんな状況の中で葛重は、喜多川歌麿画「青楼仁和嘉女芸者部」(大判6枚、図1)と同「青楼尔和嘉鹿島踊」(大判3枚)を刊行した。西とは葛重に対抗し(どちらが先に企画したのかは分からない)、清長画「青楼仁和嘉尽」(中判12枚、図2)を刊行、その年は、清長画西と版の中判と、歌麿画葛重版の大判の販売合戦となった。

葛重がなぜ大判の企画で対抗したのか、換言すれば、なぜ大判なら可能だったのかを考えると、判型の違いが決定的であったという結論になる。葛重は、西との吉原俄の錦絵の版權は中判錦絵のものであり、大判には及ばないと主張したと推定される。西ともそれを認めざるを得なかったのである。

浮世絵版画の著作権については、この後も断続的に考察していきたい。



図1(左) 喜多川歌麿「青楼仁和嘉女芸者部 獅子 たま屋おいと」(大判)東京国立博物館蔵、「別冊太陽 歌麿決定版」平凡社、2016年より複写
図2(右) 鳥居清長「青楼仁和嘉尽 里月恋名取」(中判2枚続の右)神奈川県立歴史博物館蔵、「鳥居清長」展図録、千葉市美術館、2007年より複写

季刊 美のたより No.223

令和5年6月30日

発行 大和文華館